

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry



5

2024 May.
Vol.514

- 特集 2
- 会議所からのお知らせ 4
- 相談事例からの発見 16
- 健康経営優良法人 17

特集

定額減税制度のお知らせ



写真：4/12 観桜会 乾杯の様子



最新情報は
諏訪商工会議所
ホームページをチェック！
<https://www.suwacci.or.jp/>



6月より

定額減税制度が開始されます

6月の支払までに準備すること

6月、7月以降の給与計算で変わることのポイント

6月1日からの給与支払分より給与計算が変わりますが、その前に準備が必要です。正しく理解して準備・対応をしましょう。



ポイント

- ✓ 6月の給与までに定額減税の対象となる同一生計配偶者、扶養親族を把握する
- ✓ 6月に支払う給与や役員報酬等の所得税は0円、7月以降所得税から減税額3万円がなくなるまで引く
- ✓ 住民税特別徴収分は市町村からの連絡通りに適応する
- ✓ 万が一月次減税事務で間違えても年末調整で修正できるので安心できる

定額減税制度とは

2024年6月1日以降から最初に支給される給与および賞与から、所得税3万円、住民税1万円の合計4万円の減税を実施する制度です。同一生計配偶者、扶養親族1人につきそれぞれ同額が減税されます。詳しくは下図を参照ください。

扶養対象者の確認



所得税の配偶者、扶養親族の考え方が異なります。配偶者は所得48万円以下のみが対象。所得者の合計所得金額が900万円を超える場合も同一生計配偶者として対象。扶養親族は16歳未満も関係なく所得48万円以下が対象。

税目	種別	減税額	所得金額 (推定見込み額)
所得税	本人	3万円	1,805万円
	同一生計配偶者	3万円	48万円
	扶養親族	3万円/人	48万円
住民税	本人	1万円	1,805万円
	扶養親族	1万円	48万円
	控除対象配偶者	1万円/人	48万円

- ・令和6年6月1日時点で扶養している方が対象となります。
- ・令和6年6月1日以降に扶養の変更があった場合は年末調整にて計算します。
- ・扶養親族には16歳未満の方も対象となります。

定額減税の対象者

- 下記の全てに該当する方
- 日本国内に居住されている方(扶養対象者も同様)
- 令和6年度分の合計所得額が1,805万円以下の方
- 勤務先に扶養控除申請書を提出している方(源泉徴収 甲欄適用の居住者)

定額減税の流れ

6月の所得税、住民税は合計所得が1,805万円以上でも0円となります。(年末調整で徴収されるのでご注意ください) 7月以降、定額減税分を控除していきます。減税分が引ききれなかった場合は還付となる見込みで

令和6年より開始

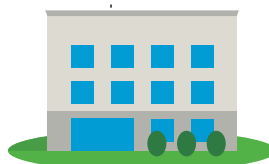
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 年末調整	1月 ～
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-------------	---------



所得税、住民税ともに6月分は0円。7月以降、定額減税分を控除していく

年末調整で引ききれない所得税を市町村へ報告

還付となる見込み



定額減税6月の具体例

所得税が0円、住民税が0円となります。
住民税は市町村が徴収額を計算し連絡してくれるので安心してください。

令和6年5月
会社員 4万円の場合

月給	300,000
-社保控除	46,980
-所得税	6,640
-住民税	12,052
手取り	234,328

令和6年6月
会社員 4万円の場合

月給	300,000	300,000
-社保控除	46,980	46,980
-所得税	6,640	→ 0円
-住民税	12,052	→ 0円
手取り	234,328	253,020円 +18,692円

定額減税7月～12月の具体例

所得税は7月より3万円からその月の所得税を引いていきます。引ききれない場合は翌月の給与、賞与から3万円になるまで引き続けます。

	6月	7月～10月	11月	12月
月給	300,000	300,000	300,000	300,000
社会保険料	44,250	44,250	44,250	44,250
所得税	5,950	0	5,700	年末調整
住民税	12,741	0	12,990	12,990
手取り額	237,059	255,750	242,760	xxx

6月は両方0円 7月以降から所得税のみ0円 定額減税額が終わったところで徴収

月次減税事務の手順



① 控除対象者の確認

6月以降に支払う給与計算前までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」により調査します。この申請書は税務署から郵送されてきません。国税局のサイトよりダウンロードします。

6月1日以降に変更となった同一生計配偶者、扶養親族は、年末調整前に調査を行い、年末調整にて計算します。

② 「各人別控除実績簿」の作成

定額減税特設サイト [検索](#)

全部で3万円まで引き切る所得減税額を管理する帳簿です。制度に対応した給与計算アプリを使用している方は必要ありません。国税局のサイトよりダウンロードします。

③ 月次計算額の計算

扶養控除の人数から減税額を算出します。

※扶養対象者の人数から減税額を算出し、扶養控除申告書から各人別控除実績簿へ記載します。

④ 給与等支払時の控除

算出した減税額を控除し、支払額を計算します。

⑤ 控除後の事務

(1) 源泉帳簿への記載

控除した金額を源泉徴収簿へ記載します。

〔記載例〕各人別控除実績簿と源泉徴収簿への記入方法

		6/10	700,000	103,250	596,750	0	36,556	30,000	6,556
		月次減税額の計算							
基準日在職者 (受給者の氏名)	同一生計配偶者と扶養親族の人数	①	②	③	④	⑤			
	月次減税額 (受給者本人+①の人数×30,000円)	0	30,000	36,556	30,000	0			
		(各人別控除実績簿)			(源泉徴収簿)				

注: 源泉徴収簿の「控除しきれない金額」欄に「30,000」が記載されている。これは「月次減税額のうち控除した金額」を示している。

図)国税局 給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかたより抜粋

(2) 給与明細書への記載

給与支払い明細書に控除した金額を「定額減税額(所得税)xxx円」または「定額減税 xxx円」などと表記します。

図)国税局 給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかたより抜粋

〔記載例〕給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	xxx円
源泉徴収税額	xxx円
...	
...	
...	
定額減税額(所得税)	xxx円

以上が月次減税事務の概要です。

ご不明な点、ご不安な事項があると思います。まずは顧問税理士、もしくは商工会議所にぜひお問い合わせください。



information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 会員の皆様へ 令和6年度会費納入のお願い 【お問い合わせ先】 諏訪商工会議所 (TEL52-2155)

日頃より当所事業活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
令和6年度会費を下記の予定でご請求いたします。よろしくお願いいたします。

口座自動振替をご利用の皆様

口座自動振替日 ▶ 令和6年5月20日(月)

*「口座振替のお知らせ」を郵送にてお届けしました。
よろしくお願いいたします。

銀行振込・窓口でのお支払いの皆様

ご請求の時期 ▶ 令和6年5月29日(水)(予定)

納入締切日 ▶ 令和6年6月28日(金)

▶▶▶ 定例相談日

※相談会場：諏訪商工会館

▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会 (弁理士会諏訪支部)

6月20日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随
時
実
施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

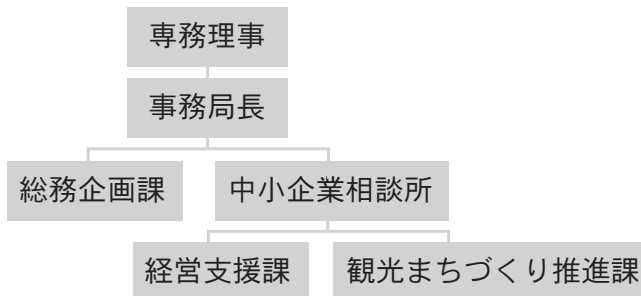
毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談

【専門相談員】当所 経営指導員

▶▶▶ 組織体制について

● 事務局組織体制変更



● 人事異動のお知らせ

諏訪中小企業相談所 所長 中沢 源雄

● 新入職員の紹介



総務企画課
小松 凌也



総務企画課
山田 凜



広域専門指導員
竹中 誠造



広域専門指導員
土屋 靖彦

NEXCO中日本からのお知らせ

▶▶▶ 中央道・長野道リニューアル工事のお知らせ

下記の日程・区間で集中工事を行います。

高速道路をご利用される際は、迂回を検討いただくようお願いいたします。

※交通規制期間中、指定された乗継ICで一般道に迂回していただいた場合は、長野道・中央道を直通利用された場合の通行料金より高くないよう、通行料金の調整をおこないます。

期間	区間	注意事項
5/7(火)～7/26(金) 8/19(月)～11/29(金)	岡谷 IC—岡谷 JCT	土日祝日も工事を行います 昼夜連続・車線規制
8/19(月)～11/29(金)	岡谷 JCT—諏訪 IC(下り線)	土日祝日は規制なし 昼夜連続・車線規制



詳細は
QRから!



▶▶▶ 議員変更のお知らせ



一号議員

(株)三井住友銀行 諏訪支店
浅見 英男 さん



▶▶▶ 新会員のご紹介 会員数 1563件(4月20日現在)

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
LeapTrainingGym (リープトレーニングジム)	西村 靖征	湖南3932-12	78-0310	フィットネスクラブ
caficeKopa(カフィスコパ)	五味 武	諏訪1-5-24	090-2644-4501	喫茶店
(株)モレラ	山村 宜男	高島1-13-9	78-1198	桑の水耕栽培、化粧品等製造
(株)ホステック	高奥 在人	中州4780	56-2130	水処理装置製造

▶▶▶ 観光事業の戦略的プロモーションの強化セミナー

オンライン
開催

● 観光客増加のためのSNS活用セミナー

観光客が、旅行先などで情報探索に SNS を活用しているのはご存じでしょうか。SNS が「よくわからない」ために消極的だったり、効果的な活用ができていないため、成果に結びついていなかったり、上司や経営者が SNS による情報発信の重要性を理解できていなかったりといった「おいしい」状況をチェンジしましょう！



日時 ▶▶▶ 令和6年5月21日(火) 午後2時～3時30分

● 「観光客と円滑なコミュニケーションをとろう」 「観光客に自社のビジネスをオンラインでアピールしよう」セミナー



いまずぐはじめる観光のデジタル化

「観光客と円滑なコミュニケーションをとろう」「観光客に自社のビジネスをオンラインでアピールしよう」という二つの視点で活用できるデジタル施策について学びます。



日時 ▶▶▶ 令和6年5月28日(火) 午後2時～3時

後継者を見つけたい
後継者に事業を譲りたい

- ・事業承継をどうやって進めたらいいだろうか？
- ・親族へ承継を進めたいが手続きは何をしたら良いかわからない...
- ・会社を存続したいが後継者がいない...
- ・M&Aってうちでも出来るの！？など

それ、諏訪市役所で相談できます。

令和6年 5月23日(木) 6月26日(水) 午前 午後

相談
無料
事前
予約
秘密
厳守

長野県事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継に精通した相談員が各種相談に応じます。予約が埋まり次第受付終了となりますのでご注意ください。



【お申込み・問い合わせ先】 諏訪市役所 商工課 0266-52-4141(内線 432) syoukou@city.suwa.lg.jp



「ラーメン『1000円の壁』は越えられたのか」

日経BP総合研究所 上席研究員
渡辺 和博

外食のラーメンの標準的な価格が1000円を超えたかどうか、話題になっています。この1000円という価格は、相場ともいえるもので、消費者から見ればこれ以上は出せないと感じる心理的な壁であり、提供する側から見れば、本当は超えたいけれど、超えてしまうと一気に売り上げが落ちるリスクを感じるラインです。

最近になって、行列ができる人気店で最も標準的な商品に1000円以上の値付けをすることがいくつも現れています。光熱費や原材料価格の高騰で、壁の手前で痩せ我慢するより、きちんと特徴を打ち出して納得感で1000円以上払ってもらおうという考えの店が増えてきました。一方、大衆的な中華食堂チェーンなどでは、ラーメン1杯どころか定食ですら1000円以下を維持する店もあります。話題性や感動を求める市場と、日常の節約志向の両方が並行して繁盛しており、ここでも市場は二極分化していると感じます。

こうした価格面の心理的な壁は、それを越えた先駆者の高付加価値商品が受け入れられることによって徐々に崩れていくものです。例えば、サバの水煮やみそ煮の缶詰はかつて100円以下でスーパーの特売品の目玉として安売りされる存在でしたが、この数年で健康ブームに乗ったこともあり、200円台から300円台、ブランドの確立したサバを使った商品では400円を超えるものも市場に定着してきました。

先日、こうした価格設定について面白い話を聞きました。近年、茨城県で徐々にご当地グルメとして知ら

れるようになってきた「いばらきガパオ」の仕掛け人と話していて、「日常的になじみのあるラーメンや焼きそばなどは、だいたいこれくらいの価格が上限という壁がしやすい」という一方、「あまりなじみのない新規性のある商品は、最初からある程度高い価格設定をしても受け入れられやすい」というのです。

価格の壁は長年の習慣によって形づくられるため、同じものでも先入観のない場所では新規性のある価値として受け入れられます。先に挙げたラーメンの例でいえば、国内で人気のラーメンチェーンが1000円以下で売っているのと同じとんこつラーメンが、ニューヨークでは3000円以上で売られています。「ラーメンの1000円の壁」は、実は世界にはほとんど存在せず、欧米やアジア、インドでもラーメンは1000円以上するのが普通です。これは、それぞれの地域にとってラーメンが珍しく、新規性のあるものとして市場開拓をスタートしているからだと考えられます。

こうしたことは外食産業に限らず、工業製品などのものづくりについても、よくいわれることです。これまでの物差しや習慣で計れない価値を提供することで、価格設定の主導権が握れます。同じ場所で新規性を追求するか、同じものでも違う場所で勝負するか、壁を越える方法はいくつもありそうです。



会員
限定

（御社のチラシを約1,600会員事業所へ郵送します！） チラシ同封サービス募集のご案内

料金

- ・A4 サイズまで 22,000円（税込）
- ・A4 サイズ超 44,000円（税込）
- ※A4 サイズ超は二つ折りにして納品をお願いします。

納品枚数

- 1,600 枚
- ※6月21日（金）までにご納品をお願いいたします。
- ※納品場所 諏訪商工会議所

発送時期

7月上旬頃

申込期限

6月19日（水）まで

〔チラシの内容や紙質等、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください〕

【お問い合わせ】諏訪商工会議所 TEL：0266-52-2155 〒392-8555 諏訪市小和田南 14-7



お申込み方法・
詳しい内容は
ホームページを
ご確認ください



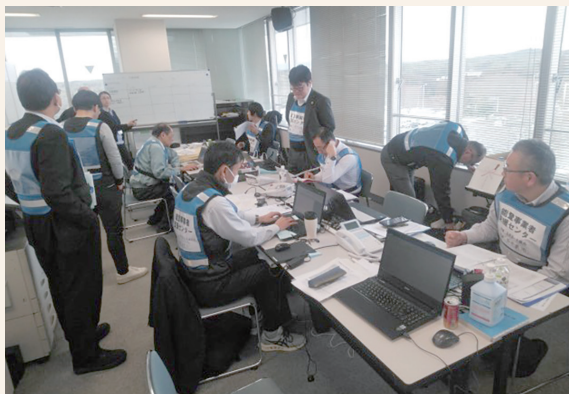
●●●●● 商工会議所相談事例からの発見 ●●●●●

能登半島地震の経済復興支援への派遣から皆さんにお伝えしたいこと

能登半島地震級の地震が諏訪で起こったら皆さんの事業がどうなるか想像できますか？



1月1日に発生した能登半島沖地震、メディア等でご覧になっているように街全体が被災し多くの工場や商店街が倒壊や延焼などにより営業活動ができなくなりました。伝統産業を営む小規模企業が多い能登地域では、日ごろから地元商工会議所や商工会が事業者さんに寄り添った支援を担ってきましたが、今回の地震で商工会議所や商工会も被災しました。そこで石川県の応援で能登空港に「能登事業者支援センター」を設置し、営業再開に向けた相談窓口を開設しています。



能登事業者支援センター 写真は日本商工会議所が提供

僕が派遣されたのは4月上旬、相談内容のほとんどが「事業再開を目指す相談」でした。一番多い内容は倒壊した事業所の再建支援で、ほとんどの事業者さんは「事業再開のための資金の準備」に不安を抱えていました。事業所を失った事業者さんは売上がありません。中には取引先から納期を守れず契約違反の損害賠償を求められている相談もあったほどです。「生活は大丈夫ですか？」と質問すると『今までの貯金を切り崩しながら避難所でなんとか生活している』、『営業再開までにまだまだ時間がかかるから、この先が心配でならない』といった話もお聞きしました。

事業所の再建支援には石川県から利用できる補助金が出ていますが、4分の1は自己資金が必要なため、たとえば3000万の必要経費の場合750万円は事業者さんが用意する必要があります。この750万円を補助する一つの手段が事業活動を守る損害保険ですが、僕の相談案件では加入している方はいませんでした。それに加え、コロナ禍を乗

り切るため融資を受けた資金も重なり、新たな融資が難しいことに不安を抱える事業者さんなどお金に不安を抱える方がとても多い印象でした。

もしも、諏訪地方が震災の影響を受けたら、それに備えてなにか準備をしているのでしょうか？

今回の経験が会員事業所の皆様に少しでも興味を持っていただけたら嬉しいです。

ともあれ、能登の事業者さんたちからは「事業を再開したい」「今できることから始めていきたい」という気持ちがとても伝わってきました。

4月半ばからは建物の公費による解体も始まりました。また、道路も仮復旧していて一般の方も能登半島を訪れることはできます。能登半島は確実に復興が進んでいることも実感することができました。

(職員 中沢源雄)



Check!

商工会議所では事業活動に事業休業、賠償、財物損壊の各リスクを保障する「ビジネス総合保険制度」等、皆さんの事業活動を守る損害保険を用意しています。

全国の商工会議所会員が加入できるため低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度をご用意しており多くの事業者さんが活用しています。詳しくは商工会議所までお問い合わせ下さい。



● 商工会議所会員向け保険制度

<https://www.ishigakiservice.jp/>

「健康経営」優良法人認定に 取り組んでみませんか

「健康経営」とは、従業員等の健康管理や健康増進の取組みを「投資」と捉え、経営的な視点で考えて、戦略的に実行する新たな経営手法です。

「健康経営」に取り組む優良な法人を見える化することで、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

2024年度版では、諏訪市内では20事業所が認定され、うち10事業所ではアクサ生命保険(株)によるサポートのもとに認定を受けました。



2024
健康経営優良法人
Health and productivity



(株)共進様



(有)平林精機様



スワテック建設(株)様



渋江精密工業(株)様



(株)江島積算様



(株)信濃屋様



諏訪瓦斯(株)様



(株)豊田ダイカスト様



豊田化工(株)様



諏訪商工会議所

みんなと
会社の未来を
健康に。

Know You Can
そう、あなたなら、できる。

「健康経営」は、
特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

AXA-A2-2306-2503/9WD

83%が実感!
アクサ式やりがい効果
※アクサ式導入企業756社のデータより
(2022年9月時点)

健康経営アクサ式

やりがいが集まって、会社はつよくなる。

「離職率が下がり始めている」「生産性がアップしてきた」。いま、経営者の皆様のそんな声が増えています。それはきっと、アクサの健康経営による「やりがい効果」。

心と体の健康をケアすることはもちろん、ある会社では「仕事と治療の両立」や「社内サークル活動」などに取り組み、夢や生きがい、働きがいといった「社会的健康」までをサポートしています。

社員一人ひとりがやりがいをもって働ける環境をつくり、会社全体も元気に変えていくために、アクサ生命がお手伝いします。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 松本支社 諏訪営業所
〒392-0023 諏訪市小和田南14-7 諏訪商工会議所3F TEL 0266-53-8955